

令和8年6月 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会

特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見聴取について(こども誰でも通園制度)

こども未来局 幼児教育・保育支援課

1 議題の趣旨

○特定乳児等通園支援事業者の利用定員(確認)

乳児等通園支援を行う者の申請により、市が利用定員数を定めて乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認をするにあたって、子ども・子育て支援法の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を伺うもの

2 児童福祉専門分科会において意見聴取を行う経緯

(1)こども誰でも通園制度の創設と本市の状況

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度を創設しました。

静岡市では、先行して令和6年12月から令和7年2月まで試行的に事業を実施し、令和7年度は8月より児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業として実施しました。

令和8年度4月1日より、子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度(乳児等のための支援給付)として、全国的に運用が開始されています。

(2)議題の「確認」の考え方

令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設や地域型保育事業と同様に確認を受けることで、国が定める公定価格において給付がされる事業として位置づけられません。

(3)確認にあたって児童福祉専門分科会において意見聴取を行う理由

子ども・子育て支援法第五十四条の二の規定により、

- 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 確認は内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 市町村長は、利用定員を定めるときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関または、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

これらの経緯から、皆様にご意見いただくものです。

3 事業概要

資料2-2のとおり

4 参考:根拠法令

(子ども・子育て支援法第五十四条の二)

乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 令和8年度確認(予定)事業

(1)確認申請: 1施設(私立:1)

No.	認可	区	施設名称	事業類型	公私	利用日 ・定員	対象年齢		
							0 歳	1 歳	2 歳
1	済	駿河	キッズハウスひかり	余裕活用型	私	余裕活用型のため 在園児の状況による	○	○	○

- キッズハウスひかりは令和7年度に事業実施のための認可を受けていますが、令和8年度から給付制度として実施する上で、施設の都合により確認申請を行っていなかったため、今回確認のみの申請となります。